

平成29年度行政評価シート【個表】

平成 29 年 6 月 22 日

評価対象事業		評価者	土地利用調整課長 吉田 浩	
まち-03	実施事業	まちづくり推進事業	自治事務	主管課 土地利用調整課
			法定受託事務	関連課 まちづくり政策課
総合計画上の位置付け	分野	市街地整備	施策の方針	市街地整備の推進

1 事業の目的

対象	市民等
意図	計画的な土地利用と市民参画によるまちづくりを推進するため。
効果	まちづくり制度の体系的な整理やまちづくりのあり方を検討し、安全で快適なまちづくりの実現に寄与する。

2 平成28年度に実施した事業の概要

・まちづくり条例に基づき、大規模土地取引行為及び大規模土地開発事業について、早い段階で土地利用の転換を把握するとともに、計画的な土地利用の誘導を図るため、市長からの助言等を行った。

3 事業費等基礎データ

データ区分 人口等の データ	データ区分	27年度決算	28年度決算	データ区分	29年度当初予算	備 考 ・各年3月31日 (住民基本台帳)
	人 口	177,243人	176,869人	人 口	176,466人	
	世 帯 数	80,676世帯	80,928世帯	世 帯 数	81,150世帯	
	事業の対象者数			事業の対象者数		
運営資源状況	決算値(千円)	52	83	当初予算(千円)	145	
	国県支出金			国県支出金		
	地方債			地方債		
	その他			その他		
	一般財源	52	83	一般財源	145	
	人員配置数	4.4	5.0	人員配置数	5.0	
	人 件 費(千円)	32,882	37,496	人 件 費(千円)	38,343	
	事業運営 経費	総事業費(千円)	32,934	37,579	総事業費(千円)	
市民1人当りの 経費(円)		186	212	市民1人当りの 経費(円)	218	
対象者1人当りの 経費(円)				対象者1人当りの 経費(円)		

4 評価結果

※「効率性」「妥当性」「有効性」「公平性」「協働」については、プルダウンで選択。

効 率 性	事業費に削減余地はないか	2. ない
	関連・類似事業との統合はできないか	2. 統合に向けた検討は可能
妥 当 性	事業の実施に対する市民ニーズはあるか	3. 変わらずにある
	事業の廃止・休止による市民生活への影響は大きいのか	3. 廃止・休止による影響は大きくある
有 効 性	今後とも市が実施すべき事業か	5. 豊かな市民生活に寄与することから、今後とも市が実施する必要がある
	事業の成果は得られているか	2. 成果は概ね出ているが、更なる努力は必要である
公 平 性	事業の上位施策に向けた貢献度は大きいのか	3. 事業の方向性や手法は概ね適切であり、一定程度貢献している
	受益者負担は公正・公平か	△. 負担未導入 △-1. 今は受益者負担を求めているが、今後、負担の導入を検討する必要がある
協 働	市民等と協働して事業を展開しているか	△. 協働未実施 △-2. 市民等と協働して事業を実施することはできない
		協働実施済の場合のパートナー
事業内容の方向性	☐ a: 事業内容を見直す ☒ b: 事業内容は現状通りとする ☐ c: 事業を休止又は廃止する ☐ d: 他事業と統合し、本事業は廃止する	見直しの種類 ☐ 拡大 ☐ 縮小 ☐ その他
		見直しの内容 事業へ統合
予算規模の方向性	☐ A: 予算規模を拡大する ☒ B: 予算規模は現状維持とする ☐ C: 予算規模を縮小する	事業内容・予算規模の方向性設定の理由 今後も大規模開発事業の届出の増加が見込まれるため、引き続きまちづくり条例における大規模開発事業の手続を適正に進めていく必要がある。そのためにも、まちづくり審議会で高度かつ円滑な審議を行うための都市政策専門委員に意見を聞く機会を設け、委員報償等、適正に予算を執行していく。
総評(評価に対する考え方、根拠等)	大規模開発事業等は、市民生活に多大な影響を与える場合があることから、計画の初期段階で早期に市民への周知を行い、市民意見を取り入れながら計画的な土地利用の誘導を図っていくことが求められているため、引き続き条例の適正運用に努めるとともに、条例を運用する立場から課題の抽出に当たる。	

平成28年度事業実施にあたっての課題 (前年度未解決の事項を含む)	まちづくり条例に基づき大規模土地取引行為に係る助言を行う場合、全ての案件について事務局から関係各課に意見照会を行った後に、土地利用協議会を開催し、助言を取りまとめる等、相当な期間を要する事務処理を行うこととなっているが、平成26年度の届出件数6件に対し平成27年度は13件となっており、より迅速な事務処理が求められた。		
課題解決のために行った平成28年度の取組	平成28年度の大規模土地取引行為の届出件数は13件であったが、同じ土地における、転売に伴う届出の場合は、土地利用協議会を開催することなく、合議・決裁のみで助言を行う取り決めとする等により、事務の簡略化を図った。	☐ 解決 ☒ 一部解決 ☐ 未解決	
未解決の課題、新たな課題とその理由	まちづくり条例に基づく開発事業の手続は、制度設計上、開発許可等における技術基準等の審査を行うものではないが、大規模開発事業の場合、庁内関係各課による技術基準の適否の判断が計画そのものの可否に及ぼす影響が大きく、また、手続の期間が長期間に及ぶことから、周辺市民又は事業者から適否の早期判断が求められており、条例の手続前・中における関係各課との調整に多く時間を要し、業務の負担が増大している傾向にある。		

○ 他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

[illegible]

比較事項									
団体名									
他市実績									

比較事項									
団体名									
他市実績									

当該事業実施に伴う 他市比較に関する 考え方	・各市のまちづくり条例を調査すると、障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるバリアフリーのまちづくりを目指すものに特化したものも多く、本市のように開発事業計画に対し、市の行政計画と照らし合わせ多角的に助言・指導していくものとは、制定の趣旨が異なっている。
---------------------------------------	--

◎ 事業実施に係る指標

② 事業実施に係る指標											
指標の内容							単位		指標の傾向		備考
当該指標を設定した理由		年次	H26	H27	H28	H29	H30		H31		
		目標値									
		実績値									
		達成率									

指標の内容						単位		指標の傾向		備考
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29	H30		H31		
	目標値									
	実績値									
	達成率									

指標の内容						単位		指標の傾向		備考
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29	H30		H31		
	目標値									
	実績値									
	達成率									

当該事業実施に伴う 指標の推移に関する 考え方	
-------------------------------	--